

国民年金事業

国民年金制度は昭和３４年に発足して以来、着実に発展を遂げ、昭和６０年の公的年金制度の大改正による基礎年金の導入を経て、国民皆年金が実現した。また、平成２２年１月１日、社会保険庁が廃止され公的年金業務を担う組織として日本年金機構が発足した。本格的な高齢社会の到来を迎え、国民年金制度は国民の老後の所得保障の中核を担う制度として、果たす役割は一層重要なものになってきている。この国民年金制度の運営においては、市町村の事業に対する効率的かつ効果的な事務処理の実施が求められている。

本市においては、市民の老後の生活基盤の安定を図るため、資格適用促進に積極的に取り組むなど市民の年金受給権確保のために次の事業を推進した。

１．被保険者の適用の推進

年金事務所との協力連携のもとに、２０歳到達者の完全適用をはじめとする未加入者の適用推進に努めた。

２．保険料の免除の適正化

保険料の免除（法定免除・申請免除）及び学生納付特例などの適正化に努めた。

３．広報活動等の推進

国民年金制度に対する正しい知識と理解を深めるため、積極的な広報活動を行った。

年度末における国民年金の被保険数等は、下記のとおりである。

（１）被保険者数（単位：人）

第１号強制	第１号任意	第３号	合計
１４，２７９	３０８	８，３７９	２２，９６６

（２）適用（加入）状況（単位：人）

第１号強制						
学 生	適用もれ	２０歳到達	第２号から 移行	第３号から移行及び 任意加入から移行	外国からの 転入	合 計
３０４	１５	６４５	２，１４７	６２１	７０	３，８０２

（３）免除状況（単位：人）

免除被保険者数							
法定免除	申請免除				学生 納付特例	若年者 納付猶予	合計
	全額	3/4 免除	1/2 免除	1/4 免除			
１，２８９	２，３３９	２６５	１３４	４３	２，０１４	４９５	６，５７９

（４）裁定請求状況

基礎年金等（市受付分）

年 金 の 種 別	請 求 件 数
老 齢 基 礎 年 金	２３件
障 害 基 礎 年 金	４６件
特 別 障 害 給 付 金	０件
遺 族 基 礎 年 金	２件
寡 婦 年 金	０件
死 亡 一 時 金	１１件
合 計	８２件